

# 平成20年第7回佐渡市議会定例会会議録（第8号）

平成20年12月25日（木曜日）

## 議事日程（第8号）

平成20年12月25日（木）午後1時30分開議

### 第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第143号から議案第146号まで、議案第159号、議案第164号及び議案第165号、議案第184号、議案第189号、議案第193号、議案第194号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第147号から議案第152号まで、議案第160号から議案第162号まで、議案第183号、議案第185号から議案第187号まで、議案第190号、請願第9号、陳情第5号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第163号、議案第182号、議案第188号、議案第191号、陳情第4号

（決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第136号から継続審査中の議案第138号まで

### 第2 行財政改革特別委員会中間報告

### 第3 地域医療体制検討特別委員会最終報告

### 第4 発議案第17号

### 第5 発議案第18号

### 第6 議案第192号

### 第7 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（27名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	臼杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	佐藤孝君
19番	金光英晴君	20番	猪股文彦君

21番	川上龍一君	23番	金子克己君
24番	根岸勇雄君	25番	近藤和義君
26番	祝優雄君	27番	加賀博昭君
28番	竹内道廣君		

欠席議員（1名）

22番	本間千佳子君
-----	--------

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	親松東一君
副市長	甲斐元也君	会計管理者	本間道子君
総務部長	齋藤英夫君	企画財政部長	齋藤元彦君
市民環境部長	金子優君	産業観光部長	佐々木正雄君
建設部長	田畑孝雄君	総務部長 (総務課長)	本間進治君
企画財政部副部長 (財政課長)	山本充彦君	市民環境部副部長 (下環境課長)	木下良則君
福祉保健部副部長 (社会福祉課長)	樋口賢二君	産業観光部副部長 (農業振興課長)	金子晴夫君
建設部副部長 (建設課長)	渡邊正人君	教育長	渡邊剛忠君
教育次長	藤井武雄君	消防長	加藤貴一君
代査委員	清水一次君	監査委員局長	菊地賢一君
選挙管理委員会事務局長	藤井雄一君	農業委員会事務局長	藤井與嗣明君

事務局職員出席者

事務局次長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事調査係	中川雅史君	議事係	谷川直樹君

午後 1時30分 開議

○議長（竹内道廣君） ただいまの議員出席数は27名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第143号から議案第146号まで、議案第159号、議案第164号及び議案第165号、議案第184号、議案第189号、議案第193号、議案第194号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第147号から議案第152号まで、議案第160号から議案第162号まで、議案第183号、議案第185号から議案第187号まで、議案第190号、請願第9号、陳情第5号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第163号、議案第182号、議案第188号、議案第191号、陳情第4号

（決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第136号から継続審査中の議案第138号まで

○議長（竹内道廣君） 日程第1、これより総務文教常任委員会に付託した案件を議題といたします。

白杵総務文教常任委員長の報告を求めます。

白杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 白杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第143号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、スリムで効率的な行政運営の推進のため、両津、相川及び羽茂は支所とし、佐和田、新穂、畑野、真野、小木及び赤泊を行政サービスセンターとすることに伴い、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。現在の9支所のうち6支所が窓口業務を重点とした行政サービスセンターに、4出張所が連絡所に変更されることに伴い、サービスの低下を招かないように、次の点について十分配慮すること。①、実施に当たっては、市民の不安を招かないように、事前の説明を十分に行うこと。②、現場対応に当たっては、本庁との連携を密にし、業務に停滞を来さないような方策を講ずること。③、出前市役所等を十分活用し、市民の要望が的確に反映できるように努めること。

議案第144号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市政事務嘱託員及び衛生班長について、衛生班長の業務の見直しに伴い、その業務の一部を市政事務嘱託員に一元化するために条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべき

ものとして決定しました。

議案第145号 佐渡市松ヶ崎財産区管理会条例を廃止する条例の制定について。本案は、財産区の運営のため、設置していた佐渡市松ヶ崎財産区管理会について、近年植林や間伐等の重要な管理行為もないことから、管理会条例を廃止し、管理会制を解消するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、宅地造成事業に係る市債償還が完了した佐渡市宅地造成特別会計と財産区制度の見直し及び管理会制などの廃止が行われる財産区の特別会計を廃止し、並びに効率的な管理運営のため、佐渡市ケーブルテレビ特別会計及び病院事業会計と分離した佐渡市すこやか両津特別会計を新たに設置することに伴い、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第159号 佐渡市静山の里条例を廃止する条例の制定について。本案は、静山小学校の閉校後、平成4年度から体験交流施設として有効活用してきた施設を老朽化等により廃止することに伴い、条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第164号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成22年4月から西三川小学校及び西三川小学校笹川分校を真野小学校へ、小村小学校及び大滝小学校を羽茂小学校へそれぞれ統合することに伴い、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第165号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）。本案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見、野球場の芝管理については、専門業者の指導を受け、枯損が生じないように、指定管理者の責任において現状の維持ができるよう指導すること。

議案第184号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億1,758万5,000円を追加し、予算総額を456億5,186万4,000円とするものであります。主な内容は、新穂小学校体育館改築事業及び真野小学校校舎改築事業などの年割額の変更に伴う継続費の補正、歳入では、地方交付税、国庫支出金及び市債などの増減補正、また歳出では、2月24日の冬季風浪被害に係る災害復旧費、公共施設整理のための解体撤去などの経費、土地開発基金における保有物件の買い取りのための経費などであり、審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見、産業建設常任委員会のものを読み上げます。6款農林水産業費、1項農業費、9目農業施設管理費について、土地購入費972万1,000円については、相川小川地区所在の農村公園を土地開発基金から買い取るものであるが、当該公園のあり方について見直しをするとともに、今後は払い下げも含めて検討すべきである。6款農林水産業費、2項林業費、5目林業施設管理費について、施設改修工事807万円について、このうち107万円は、相川地区「ふたみの里」内の松くい虫による枯損木の撤去に関するものである。当該地は、二見共栄生産森林組合が管理をしているが、本来施設の維持等については、管理者において負担すべきものであるため、再度当該組合とその処理について協議を行うこと。

議案第189号 平成20年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,181万3,000円を追加し、予算総額を1,907万5,000円とするものであります。補正内容は、鷺崎地区両津デイサービスセンターかんぞう建設用地造成のための財源として借入れた地方債について、施設の民間譲渡に伴い、繰上償還するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第193号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,626万1,000円を追加し、予算総額を457億2,812万5,000円とするものであります。補正内容は、11月21日の低気圧による波浪で内岬漁港の西防波堤が被災したため、その災害復旧費であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第194号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、平成21年1月1日から31日までの1カ月間における市長の給与月額を、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例第3条に規定する額から10分の1に当たる額を減じた額とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑の通告がありませんので、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、議案第143号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についてに対する反対討論の通告がありますので、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 議案第143号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定、この議案に対する反対の討論を行います。この条例改正は、両津、相川、羽茂の支所以外を出張所及び連絡所にするというものであります。

まず、第1の理由は、岩首、海府、高千、松ヶ崎の出張所を連絡所にすることについて、条例で定めず、規則で設置を決めています。この連絡所の規則では所掌事務を定めていますが、これを見てもわかるように、単なる連絡事務のための連絡所ではなく、市長権限に属する事務を分掌しています。これは、地方自治法15条の1、155条の2に反すると思います。関係実例でも、設置については、事務連絡のためのものでなく、市長権限に属する事務の一部を分掌するものであれば、支所ないし出張所に相当するものとしての取り扱いがなされるべきというものでありますから、本来条例で設置すべきものと考えます。

第2の理由は、行政サービスがどうなるかという点についてであります。審査の質疑の答弁で、出張所である行政サービスセンター、連絡所について不便になるという答弁がありましたが、人員を減らしたりしても、工夫をして不便をかけないようにするべきであり、不便になる市役所の縮小案を認めるというのがこの条例であります。今でも支所について少なくない市民の不満があるわけですから、人数を減らすとしても、出前市役所をこんなふうを活用して利便性を高めるなど、そういった工夫が必要です。こういった点をどう解決するのか具体策がありません。

第3の理由は、執行部自らが事あるごとに職員数が多いと言っているのに、支所等の出先機関の職員を

減らし、本庁に集めてどうするのかという点であります。支所の縮小で今年度に比べ、本庁の人数は、推計であります。30人余りの増員となるようであります。本庁に職員を集中するなら、佐渡の産業や観光などの振興を特別に強化、発展させるための特別なプロジェクトチームを編成するとかの発展的な取り組みが必要なはずですが、その点は極めて不透明で具体策がないということでもあります。

第4の理由は、地域との協議や合意がないということでもあります。執行部は、地域審議会で一定の理解は得られたとしていますが、私が直接地域審議委員に聞いた範囲では、支所の縮小は新聞報道を見て知ったとか、協議などという中身ではなかったというものでありました。仮に住民にとって困ることを行うにしても、わからないうちにやっつけてしまえばいいというものではなく、住民との対話、高野市長の言葉で言えば住民との協働の上で行うべきものであります。こんなやり方は、住民と行政に溝と距離をつくるものと考えます。

審査の質疑の中の答弁で、議会の行財政改革特別委員会の提言もあったとの答弁もありましたが、私も委員の一人でありましたが、議会の行財政改革特別委員会の中身は、ただ単に支所の編成が今後必要になるというものではなく、それに伴って中身の伴ったものにすべきというのが、その心髄であったということを指摘をし、支所の縮小に関するこの条例への反対討論といたします。

○議長（竹内道廣君） 討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第143号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定についてに対する反対討論の通告がありますので、中村良夫君の発言を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。

議案第144号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。この議案は、各地域の衛生班長を廃止する、衛生班長をなくすという議案であります。衛生班長の報酬を削って経費の削減だといいますが、エコ、環境に優しい島、そしてトキ、ごみ収集方式変更などを進めている佐渡市です。これらのことを市民とともに作り上げていくのであれば、各地域、市民にこれから担っていただかなければなりません。そういう位置づけに今回の衛生班長を置きかえる必要があります。これからその視点が必要なのに、この議案はただ単に経費の削減のみであります。したがって、衛生班長を廃止するべきでないことを申し上げて反対の討論といたします。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第144号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第143号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第144号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを除く案件について採決をいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件を議題といたします。

小田市民厚生常任委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第147号 佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定について。本案は、清潔で美しい島づくりに資するため、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふん害を防止するものであり、ポイ捨ての禁止規定に違反した市民等並びに飼い主の遵守事項及び回収容器に関する規定に違反し、市長の勧告に従わない者に対しては、1,000円の過料を処するよう規定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 佐渡市レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例の制定について。本案は、環境に優しい島づくりに資するため、レジ袋有料化等の制度化を図り、市民及び事業者に対し、マイバッグの普及を促進するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第149号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成20年度地方税制改正に基づき、個人市民税の寄附金税額控除に係る対象寄附金の指定及び公益法人制度改革に伴う法人市民税の減免規定の整備を行うよう、佐渡市税条例等の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第150号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市国民健康保険について、出産時脳性麻痺になった小児に対する産科医療補償制度が平成21年から開始されること

により、医療機関が保険料として3万円を支払うことで出産費の上昇となることから、市の出産育児一時金の支給を現行の35万円から38万円に引き上げるよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。産科医療補償制度の開始により、平成21年から出産費が上昇すること等について市民への周知を徹底されたい。

議案第151号 佐渡市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市在宅介護支援センターについて、両津在宅介護支援センターかんぞう、金井在宅介護支援センター、新穂在宅介護支援センター及び松ヶ崎在宅介護支援センターを廃止し、それらの施設の業務を地域包括支援センターにおいて行うよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第152号 佐渡市敬老年金支給条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市敬老年金について、当該事業の見直しに併せて新たに要綱を制定するため、当該条例を廃止するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。当該事業の要綱制定に当たり、市の財政事情を考慮し、敬老年金の支給開始を満93歳以上とすることについて検討されたい。

議案第160号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市火葬場について、現在市が無償で行っている霊柩輸送及び遺族送迎の業務を民営化するよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。当該業務の民営化に当たり、市民サービスの低下を来さないよう、地域の葬祭事情に応じた補助金を支給することについて検討されたい。

議案第161号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第183号 財産の無償譲渡について（両津デイサービスセンターかんぞう、両津在宅介護支援センターかんぞう、金井デイサービスセンターしゃくなげの里、金井在宅介護支援センター、新穂デイサービスセンター、松ヶ崎デイサービスセンターまつさきの里、松ヶ崎在宅介護支援センター）、以上2議案は、公共施設の管理運営の見直しにより、両津デイサービスセンターかんぞう、両津在宅介護支援センターかんぞう、金井デイサービスセンターしゃくなげの里、金井在宅介護支援センター、新穂デイサービスセンター、松ヶ崎デイサービスセンターまつさきの里及び松ヶ崎在宅介護支援センターを社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会へ無償譲渡するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。無償譲渡に当たり、各施設の財産台帳及び備品台帳類を精査し、現状と一致するように確認の上、登載物件の評価額等について適切な評価をされたい。

議案第162号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市老人福祉センターについて、公共施設の管理運営の見直しにより、羽茂老人福祉センターおもとを廃止するよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第185号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,526万6,000円を追加し、予算総額を72億1,478万5,000円とするものであります。補正予算の内容は、歳入で国庫支出金等の増額であり、歳出では保険給付費の増額等であり、



審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第186号 平成20年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ95万7,000円を追加し、予算総額を8億1,640万6,000円とするものであります。補正予算の内容は、歳入では繰入金等の増額であり、歳出では総務費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第187号 平成20年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億1,885万円を追加し、予算総額を62億2,043万円とするものであります。補正予算の内容は、歳入では国庫支出金及び支払基金交付金等の増額であり、歳出では保険給付費を増額するもの等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第190号 平成20年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、企業債借換え等に伴い、収益的収支において収入を1,400万1,000円の増額及び支出を602万6,000円の減額とし、資本的収支において収入を9,983万3,000円の増額及び支出を1,469万円の増額とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第9号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願。本請願は、介護報酬の改定時期となる2009年4月に向けて、介護労働者の処遇改善をはじめ介護制度の改善を図るため、関係機関に対し、次の事項について意見書を提出するものであります。（1）、介護報酬を引上げ、介護労働者の処遇改善と介護の人材を確保すること。（2）、利用者のサービス制限を取止め、必要な介護サービスを保障すること。（3）、以上を実現するために保険料や利用料の引上げではなく、介護保険に対する国の負担を大幅にふやすこと。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第5号 C型肝炎被害者救済の意見書採択に関する陳情。本陳情は、薬害C型肝炎被害者の特措法による救済を含め、すべてのウイルス性肝炎患者の救済を図るため、国会及び政府に対し、次の事項について意見書を提出するものであります。（1）、カルテがないC型肝炎患者についても、手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師などの投薬事実の証明、または本人、家族等による証言等も幅広く考慮することにより、薬害C型肝炎患者と認定し、特措法の適用による救済を図ること。（2）、ウイルス性肝炎患者が最良の治療体制として暮らせる環境を確保するため、ウイルス性肝炎患者の障害者認定、障害者年金制度の拡充を始めとした医療費、生活費の助成措置等の早期実現を図ること。（3）、ウイルス性肝炎の専門的な治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消と肝炎治療法、治療薬の開発促進を図ること。（4）、ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。（5）、薬害再発防止策の構築を図ること。（6）、総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 今ほど報告のありました議案第152号 佐渡市敬老年金支給条例の廃止に関する点

についてお尋ねをいたします。

1 番目は、この敬老年金支給を廃止をし、祝い品を贈ることをなぜ要綱で定めるのかということについてであります。一般的には、要綱は、法令に基づく制度に関してのより細かな運用面について規定をするもの、行政実務上の処理の方法等を規定するもの、行政指導の指針を定めるもの、こういった行政内部の一般的な準則を定めるのが通常であります。ところが、わざわざ要綱で定めているのはどういう理由か。

2 点目には、廃止をする年金支給条例と執行部が今後行おうとしている祝い品支給の実施の中身です。条文は幾らか違いますが、目的も同じで実質同一内容であります。例えば支給内容で言えば、年金が祝い品にかわる、支給年齢等を変更する、これが主であり、祝い品支給も条例で定めるべきが高齢者の多い佐渡市にとっては本来ではと思うのですが、その辺はどのような審査だったのか。

3 点目には、年金支給廃止後の祝い品支給実施要綱では90歳以上となっているのに、先ほどの意見では、敬老年金の支給開始を満90歳以上を検討されたいというふうになってはいますが、具体的にはどのようになるのかお尋ねをします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） それでは、中川直美議員にお答えをいたします。

年金支給条例廃止後の祝い品支給を要綱で定めることについて、1 番、2 番関連しますので、あわせてお答えします。議員言われるとおり、条例で定めるという考え方で運用している自治体も当然あります。当委員会としましては、県内の20市の状況等を勘案をしまして、今回祝い品ということにかえる段階で、条例の廃止について意見をつけて同意したものであります。20市の状況でいきますと、祝金のみで支給しているところは5市ありますけれども、そのうち条例で定めているところが2市、要綱で定めているところが2市、そして起案文書等でやっているところが1市という状況であります。祝い品を支給しているところにつきましては、11市ございますが、条例で定めているところが1市、要綱で定めているところが2市、あとは起案文書等で支給をしているというところでありまして、祝い品と祝金を両方支給しているところが4市ございますが、条例で定めているところは、これは先ほどの祝金のところダブリますけれども、3市、要綱で定めているところは1市という、こういう状況でありますし、あわせて3番目になりますけれども、関連しますが、支給の内容であります対象者。対象者は、いわゆる基準年齢以上、佐渡市のように90歳からという、現行は90歳からですが、90歳から基準年齢以上全員に支給しているところは6市ございます。内容につきましては、例えば77歳から始まるころの市などでは、1人に対して500円、あるいは700円というところが多うございます。それから、基準年齢到達者のみ、いわゆる今回要綱でありますように、90歳、95歳、100歳というふうな形で基準年齢に達した者のみに支給するところは13市ございます。例えばその中の内訳見ますと、長岡市、上越市、南魚沼市は100歳のみで支給であります。小千谷市、十日町市、糸魚川市、妙高などは88歳と100歳のときと2回支給するという状況になってはいます。そういうふうな県内の20市の状況等を考えて同意をしたものであります。

それから、2点目に関連しますが、今回祝い品を商品券に変更するという考え方で委員会として意見を出したのですが、とするとすれば、今までの高齢者に対する敬老の基本的な考え方を継承しつつ、対象者を従来どおり基準年齢到達者のみではなくて、基準年齢以上全員の支給をするという考え方を踏襲したい

と、こういうことをごさいますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

3番目の93歳以上にしたのはなぜかということをごさいます、佐渡市の財政状況等を考慮し、支給開始年齢を3歳引き上げて93歳にする。そのかわり毎年93歳以上は支給額を現行5,000円、100歳は1万円とすることを堅持することにより、新たに対象者の数でいきますと、20年度の基準でいくと約600人余り、金額にして300万円の対象者を増加させることができるということをごさいます、これは県内の現行の20市と比較しても決して低い支給水準ではないというふうを考えてこういう意見をつけたということをごさいますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 次に、中村良夫君の発言を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 議案第160号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。

これは、火葬場の霊柩車を廃止する条例で、業務は民間でやれというものですが、市民厚生常任委員会では意見をつけて賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定されました。賛成多数ということは、賛成の方もいらっしゃるし、反対の方もいらっしゃるの、反対意見についてどのような意見だったのかお尋ねします。

2点目は、委員会では、霊柩輸送及び遺族送迎業務の民営化に当たり、市民サービスの低下を来さないよう、地域の葬祭事業に応じた補助金を支給することについて検討されたいと意見がついていますが、どういふ中身なのか。霊柩車等の業務は、民間でやると市民の負担増になるよと、はっきり佐渡市は答弁されているし、また補助金を検討すると答えていました、先日。この霊柩車等廃止に伴って佐渡市の予算が要らなくなれば、そうならば全額市民に補助すれば市民負担にならないが、その点についてはどうなのか、以上お尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） それでは、中村良夫議員にお答えいたします。

まず、反対意見についての趣旨であります、1つは、火葬場と距離のある周辺部に負担が重くなる。2点目が、経費削減見込額が19年度予算ベースでは1,600万、市の財政運営に大きな影響を及ぼす額ではないのではないか。3点目が、現下の厳しい経済情勢、生活環境を考えた場合に、市民に負担を強いる民営化に向けての条例改正には同意できないとするものであります。正確には、反対討論を通告がされているようであり、その中で十分にお聞きをいただきたいというふうに思ひます。

2点目であり、本条例は火葬料と霊柩車の輸送料を区別するというものであり、私どもの意見の趣旨というのは、火葬場への距離ですとか、あるいは地域におけるセレモニーホールがあるかないか、有無とか、あるいは葬儀形式、地域の葬祭事情に十分に配慮して適切な補助金支給を検討されたいということであり、補助内容について、中村議員言われましたように、1,600万の範囲、余るのだからというふうなことをごさいます、現在業者の新たな料金というのが未定でありますので、この業者の料金が明らかになった段階で、補助額と、それから予算の削減額というふうなものの整合性の中で決定をす

るという執行部の答弁であります。私どもが市民サービスの低下を来さないようにということに含まれている意味を十分にお酌み取りをいただいて、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、議案第152号 佐渡市敬老年金支給条例を廃止する条例の制定についてに対する反対討論の通告がありますので、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。

議案第152号 佐渡市敬老年金支給条例を廃止する条例の制定について、反対の討論をいたします。これは、高齢者の長寿を祝い、敬老の意を表すために、年1回90歳以上の高齢者に5,000円、100歳以上の方に1万円を贈ってきた条例を廃止するというものであります。

まず、第1の反対理由は、この敬老年金は、合併直後は旧市町村の内容を引き継ぎ、90歳から95歳で5,000円から3万円、100歳以上で1万円から20万円であったものが、今年度初めて佐渡市の一本化になったばかりであります。先月の臨時議会で深刻な経済状態ということで緊急経済対策の取り組みを行ったばかりでもあります。私は、この敬老年金支給は、長寿を祝うとともに、一つの経済対策の側面も大きいものと考えます。群馬県の太田市では、後期高齢者医療制度や年金制度の見直しに伴う負担増を緩和するため、佐渡市が緊急経済対策を行った同じ時期の11月末に、75歳から80歳の高齢者に元気支援金制度をつくり、5,000円の支給を行いました。こういった角度でとらえる必要があるのではないかと考えます。ちなみに、佐渡市でいう敬老年金は、太田市では長寿祝金として佐渡市よりも年齢が低い80歳で6,000円、88歳以上に8,000円を支給しております。

第2の理由は、先ほどの委員長に対する質疑の中でもお尋ねをしましたが、今回の条例廃止のその後に行う祝い品支給実施を要綱で定めるという点であります。要綱は、本来行政実務上の処理方法のより細かな運用面について定めるものであり、祝い品支給を定めるにしても条例で定めるべきが本来のあり方と考えます。議会の当初、議案の上程のときの質疑にもありましたが、要綱にしてしまえば議会の議決なしで変更できる。もちろんいいほうではなくて悪いほうにですが、この意図を感じざるを得ません。また、祝い品支給の実質の中身は、現金支給を祝い品に変更し、対象になる年齢を変更するというだけのものがあります。例えば廃止する年金支給条例の第1条の目的ではこのように書かれています。「高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表すため」、これが廃止しようとする年金の条例です。ところが、祝い品では、同じ1条で、今度は逆に「高齢者に対して敬老の意を表し、その長寿を祝福するため」というように、ただ単に文言の順序をかえただけのもので、実質の中身は変わりません。これから見ても条例、あるいはせめて規則で定めるべきであり、わざわざ要綱に格下げをする必要はないと考えます。

以上が反対する理由であります。ある高齢者と話をしました。「後期高齢者で邪魔者扱いされ、今度は佐渡市でも年1回の年金はやめる、あげくの果てに霊柩車の心配までせんといかんとは」と語っていましたが、高齢者はこれまで地域のために頑張ってきた方々です。こういった心配がないようにすることが敬

老の意を表し、長寿を祝福することで、政治の役目であるということを最後に述べて反対の討論といたします。

○議長（竹内道廣君） 討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第152号 佐渡市敬老年金支給条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第160号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてに対する反対討論の通告がありますので、小杉邦男君の発言を許します。

小杉邦男君。

〔9番 小杉邦男君登壇〕

○9番（小杉邦男君） 社民・平和市民連合の小杉邦男でございます。提案されている火葬場条例の一部を改正する条例の制定に反対し、討論をいたすものであります。

この条例の中身は、火葬場への霊柩車の送迎搬送を無料としてきた従来の佐渡市の福祉サービスを、来年、平成21年の4月から民間業者に任せて、利用住民自らが市の指定する業者に依頼をし、業者が決める霊柩車両の送迎搬送料を負担しなければならないというサービスの大改革案であります。市長は、このような住民への負担を強いる条例改正の提案理由として、1つには、県下での佐渡市のごとき霊柩車の無料搬送は他には1市のみであること、2点目には、各所にセレモニーホール、民間葬儀場ができ、その利用者がふえている現状であること、さらには、霊柩車の無料化廃止により1,600万円の財政削減ができること等々を挙げているところであります。しかし、このような理由による条例改悪は、住民の意向を無視するものであり、到底納得することができないものであることをまずは指摘をいたしておきたいと存じます。

反対する事由を述べてまいりたい。佐渡市の行っている霊柩車の送迎無料搬送は、長年月にわたり、地域住民が望み、それに政治がこたえてきた他市に自慢のできる良好な住民密着の福祉サービスであります。したがって、他市がやっていないという理由で無料化をやめることには、市民は納得しないのであります。佐渡市は、他市がやっていなければ住民にとって良好なサービスでも切り捨ててしまうのか、ここで私は住民にかわって問うてまいりたいところであります。また、セレモニーホールができて、その利用者がふえたというが、高負担を承知でセレモニーホールを利用する人があってもいいでありましょう。しかし、セレモニーホールは、地域中心部に所在するものであり、周囲280キロを超える広大な面積を有する佐渡市に点在する周辺地域住民の皆さんがみんなセレモニーホールを利用することは、地理的に不可能であります。したがって、提案する条例改悪が出されれば、特に周辺部に居住する住民は指定業者の霊柩車両搬送料の大きな負担を強いられる選択肢しかなくなるのであります。

さらに、無料化廃止によっての財政削減額が1,600万円だということではありますが、この削減額は、住民の生活認識からすれば、大きな額と思われるところであります。しかし、450億円を超える佐渡市の予

算総額からの比率では、0.003%を占めるにすぎないのであります。このような涙金をけちって切実な福祉サービスを切り捨てるのが、果たして胸を張って住民本位の市政と言えるか、このことをこれまた私は住民にかわってただしいのであります。この問題は、一義的には市長の福祉に対する認識の貧困さ一端を発するものであることが批判されなければなりません、これをただすのが議会の使命であります。人生を全うして仏に帰る、野辺の送りの送迎霊柩車両は、福祉サービスの最たるものであります。私は、引き続き霊柩車両の無料化を求めて本条例改正に反対するものであります。

賢明な議員諸公の賛同を心から要請をいたしまして、反対討論を終わります。

○議長（竹内道廣君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第160号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第147号 佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第147号 佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定について、議案第152号 佐渡市敬老年金支給条例を廃止する条例の制定について及び議案第160号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを除く案件について採決をいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件を議題といたします。

若林産業建設常任委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第136条の規定に

基づき報告いたします。

議案第163号 佐渡市営畑野駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、市営畑野駐車場のうち何代駐車場を廃止し、当該地を地権者に返還するため、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第182号 団体営土地改良事業（維持管理事業）の施行について（小倉地区）。本案は、国営佐渡土地改良事業により造成された小倉ダムの維持管理について、佐渡市が事業主体となり平成21年度から実施するため、新潟県知事に協議し同意を得ることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。事業の施行に当たっては維持管理費の節減に努めること。

議案第188号 平成20年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ66万円を追加し、予算総額を49億1,457万8,000円とするものであります。補正予算の内容は、歳入では繰越金、工事負担金の増額及び消費税還付金を減額するものであり、歳出では下水道管理費の増額及び汚水管渠工事の増額に伴う下水道建設費に係る節間の組み替え、接続に伴う排水設備整備補助成金を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第191号 平成20年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、資本的支出について既決予定額を1,000万円増額し、支出総額を18億4,129万円とするものです。補正予算の内容は、両津地区の河川横過管推進工事及び水管橋架設工事に伴う負担金を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第4号 補助金の増額を求める陳情について。本陳情は、佐渡地域において専門知識と各種技能士の資格を修得し、島内に定住する意向の生徒を育てるため、その運営に当たる職業訓練法人、佐渡職業訓練協会が補助金の増額を求めているものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件を議題といたします。

近藤決算審査特別委員長の報告を求めます。

近藤決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 近藤和義君登壇〕

○決算審査特別委員長（近藤和義君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

継続審査中の議案第136号 平成19年度佐渡市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。本

案は、一般会計及び13の特別会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、一般会計、(1)、歳入決算額459億448万9,405円、(2)、歳出決算額447億9,099万3,141円、(3)、歳入歳出差し引き残額11億1,349万6,264円。2、国民健康保険特別会計、(1)、歳入決算額77億340万6,957円、(2)、歳出決算額72億5,132万8,757円、(3)、歳入歳出差し引き残額4億5,207万8,200円。3、老人保健特別会計、(1)、歳入決算額87億2,406万1,203円、(2)、歳出決算額88億5,853万1,121円、(3)、歳入歳出差し引き残額マイナス1億3,446万9,918円。4、介護保険特別会計、(1)、歳入決算額59億3,025万9,240円、(2)、歳出決算額58億5,638万2,286円、(3)、歳入歳出差し引き残額7,387万6,954円。5、簡易水道特別会計、(1)、歳入決算額21億8,126万1,089円、(2)、歳出決算額21億2,617万7,178円、(3)、歳入歳出差し引き残額5,508万3,911円。6、下水道特別会計、(1)、歳入決算額59億453万853円、(2)、歳出決算額56億8,476万8,183円、(3)、歳入歳出差し引き残額2億1,976万2,670円。7、土地取得特別会計、(1)、歳入決算額6億2,984万7,077円、(2)、歳出決算額6億2,984万7,077円、(3)、歳入歳出差し引き残額0円。8、宅地造成特別会計、(1)、歳入決算額271万2,542円、(2)、歳出決算額233万4,500円、(3)、歳入歳出差し引き残額37万8,042円。9、歌代の里特別会計、(1)、歳入決算額4億5,157万2,167円、(2)、歳出決算額4億4,742万1,611円、(3)、歳入歳出差し引き残額415万556円。10、五十里財産区特別会計、(1)、歳入決算額60万6,413円、(2)、歳出決算額57万1,392円、(3)、歳入歳出差し引き残額3万5,021円。11、二宮財産区特別会計、(1)、歳入決算額279万9,949円、(2)、歳出決算額277万4,929円、(3)、歳入歳出差し引き残額2万5,020円。12、新畑野財産区特別会計、(1)、歳入決算額972万8,952円、(2)、歳出決算額959万4,877円、(3)、歳入歳出差し引き残額13万4,075円。13、松ヶ崎財産区特別会計、(1)、歳入決算額2万7,970円、(2)、歳出決算額2万7,970円、(3)、歳入歳出差し引き残額0円。14、真野財産区特別会計、(1)、歳入決算額184万9,068円、(2)、歳出決算額168万5,900円、(3)、歳入歳出差し引き残額16万3,168円。

なお、審査に当たり、次のとおり指摘する。

指摘事項。1 総務課。(1)、人件費の削減について。人件費の決算額は、93億9,813万2,000円であり、前年度と比較すると4億6,936万9,000円、4.8%の減であるが、さらなる削減に努めること。

(2)、時間外勤務手当(68ページ)について。①、時間外勤務手当の決算額は、7,315万4,506円であり、前年度と比較すると金額で4,060万322円、時間数で1万8,831時間の減となっているが、さらなる削減に努めること。②、各種イベント等を抱えて慢性的に時間外勤務を行っている部署については、イベントの外部委託等について検討すること。また、時間外勤務が特定の支所、職員に偏っていることなどについては、現場とその業務内容を確認の上、業務量に応じた適正な職員の配置を行うとともに、時間差出勤等の運用を実施することにより、時間外勤務の削減を図り、経費の節減を行うこと。

(3)、印刷業務委託契約(70ページ)について。本委託契約は、旧両津市が合資会社アールプリントに業務委託を行っていたことから、合併後もそれを継続しているものである。しかし、委託料のほとんどが人件費に相当し、かつ市職員の給与等を準用して算定を行っていること、及び支所内に会社がありながら、賃借料や光熱水費等の支払いがされていないことなど異例な形態であるので、本委託契約について検討すること。



(4)、一般職手当返還金(52ページ)について。本返還金142万5,800円については、職員による各種手当についての変更届の遅延、未提出等によるもので、公務員としての自覚を促し、点検を万全に行い、手続の徹底を図るとともに再発防止に努めること。

2、防災管財課。(1)、公用車について。公用車の保有台数については、本年度決算時316台となっており、合併時から35台の削減にとどまっている。今後は、各部署、支所における使用状況を精査の上、さらなる削減に努めること。

(2)、土地賃貸借契約について。賃貸借契約に基づき、使用料の支払いを行っているにもかかわらず、活用されていない土地が見受けられる。このことについて十分精査を行い、不必要な土地については、早急に所有者へ返還する等の手続きを行い、支出の削減に努めること。

3、行政改革課。行政改革推進(72ページ)について。年々人口が減少し、本市財政状況が逼迫している中、行政改革の最大の目的である職員削減、施設の統廃合及び民営化等は、遅々として進んでいない。合理的に市民サービスを低下させず行政のスリム化を図れるよう各課を指導することが行政改革課に課せられた役割であるが、それが果たされていない。改革に対する職員の意識高揚を図るとともに早急に行政改革に取り組むこと。

4、財政課。(1)、予備費の充用(314ページ)について。予備費を他支出科目へ3,479万5,000円の充用を行ったことについて、予算要求時において事業量に見合う適正な予算確保がされるよう、また時間的余裕を持って適正に事業執行するよう各課を指導し、議会審議を経ない予算の充用は可能な限り行わないこと。

(2)、歳出予算の方向性について。普通建設事業費が合併前の平成15年度と比較して73億4,537万8,000円の減となっている。当該事業は、景気対策の重要な位置づけであることから、予算全体の方向性を今後十分検討すること。

5、契約検査課。(1)、建築確認申請と入札執行、工事発注の手順について。建築確認申請を行い、その確認済証が交付されないまま入札、工事発注を行い、さらにその工事の一時中止を怠ったことは、落札業者等に多大な損失を与えることとなった。この損失補てんを検討するとともに、今後はこのようなことがないように、細心の注意を払い事務に努めること。

(2)、公共工事の発注時期について。公共工事の発注時期の遅れは、冬期間の施工となり、工事の遅れと工事費の増嵩を生ずることは明白であり、地域経済に与える影響も大きいことから、改善策を検討し、工事発注課への指導を行い、早期発注ができるよう努めること。

6、交通政策課。新航空路開設促進協議会負担金(94ページ)について。当該団体の決算において毎年繰越金が増加しており、19年度は251万5,000円となり、負担金300万円の83.8%に相当する額となっている。今後は、活動内容に即した負担金とするべく検討を行うこと。

7、市民課。平成19年度国民健康保険特別会計について。国民健康保険税の収入未済額2億3,842万8,575円の一部に係る国民健康保険資格証明書については、保険税滞納世帯の状況把握に努め、その交付に当たっては慎重に行うこと。特に乳幼児、児童等のいる世帯については、的確に把握し、納税相談を行った上、交付の際は十分留意すること。

8、税務課。(1)、市税収入未済額(12ページ)について。収入未済額6億3,831万3,332円は、市税調

定額66億1,968万7,608円の9.6%となり、前年度決算時から1.0%、1億1,234万6,000円の増額となっている。また、収入未済額のうち、観光業等に関連するものが2億6,042万1,000円で40.8%を占めていることについても、観光振興を目指す本市としては大きな課題であり、滞納解消は急務である。他の市債権とあわせて財源確保と負担の公平性の観点から、事務執行のための組織見直しや収納体制の強化を図るとともに、実態を把握分析し、滞納処分の実施、不納欠損処分等の適切な措置を講ずるなど、早急に収入未済額の解消に努めること。

(2)、未登記対策事業(102ページ)について。市と売買契約が完了し、所有権移転登記がなされないまま道路として使用されている土地1,718筆について、未だ固定資産税が課税されている。このことは、非常に重大な行政の怠慢である。これら未登記の土地について関係各課と協議の上、早期に解消を図るとともに、適正な税の還付処理等を確実に行うこと。

9、廃棄物対策課。(1)、し尿処理手数料滞納金徴収委託料(170ページ)について。本委託は、し尿処理手数料の滞納徴収についてシルバー人材センターにその業務を委託しているものであるが、その委託料222万1,250円の算定方法を含め、委託形態そのものが他の市債権に係る徴収とは特異なものである。また、決算において収入未済額が122万7,266円あることは、委託料に見合う効率的な方法とは言いがたい。これらを踏まえて本業務委託について見直しを行うこと。

(2)、ごみ処理施設の統廃合について。市内3カ所のごみ処理施設の統廃合については、平成21年度末に南佐渡クリーンセンターの稼働を停止し、その後可燃ごみの減量状況等の推移を見ながら、平成24年度を目途に市内1カ所にするという内容だが、市民の利便性を考慮しつつ、運営経費の削減等を図るために計画を推進すること。

10、社会福祉課。(1)、保育所児童保育料の収入未済額(18ページ)について。保育料の収入未済額1,190万7,410円については、負担の公平性を著しく欠くので、現在の徴収方法等について見直しを行うとともに、各園長及び保育士との綿密な連携によりさらなる徴収体制の強化に取り組むこと。

(2)、保育園の統合、民営化について。佐渡市は、市立保育所が34カ所、私立保育所が3カ所で、構成比がそれぞれ92%、8%となっている。しかしながら、新潟県内では市立が69%、私立が31%、また類似団体においては市立が65%、私立が35%となっていることに比較して、当市の私立保育園の割合は非常に低い水準である。行政改革の観点から統廃合を推進し、あわせて民営化について前向きに検討すべきである。

11、高齢福祉課。(1)、施設維持管理委託料(指定管理分)(116ページ)について。本委託料のうち、両津デイサービスセンターかんぞうの指定管理料400万円の支出については、市民厚生常任委員会でも当該金額の妥当性について議論がされた経緯があるが、当施設の収支決算書では、指定管理料を大幅に上回る632万5,308円の黒字となっていることから、指定管理料について見直しを行うこと。

(2)、平成19年度介護保険特別会計決算について。前回の介護保険法改正により、介護の取り上げや軽度者の介護保険からの排除が問題になっているにもかかわらず、このことについて現状把握をしていない。高齢者が多い本市として介護保険にかかわる実態を把握することは、高齢者福祉施策を推進するために重要な責務である。

12、保健医療課。(1)、乳幼児医療費助成事業(156ページ)について。乳児医療費扶助費807万5,939円

及び幼児医療費扶助費1,676万9,592円については、その助成対象者のうち保険証未交付世帯（国保資格証明書等）で扶助費を受けられない世帯の実態を把握するとともに、弱者救済について措置を講ずるよう検討すること。

（２）、老人保健事業における健康診査委託について（158ページ）について。本委託契約は、1億4,504万2,226円となっているが、受診率が県平均を下回っていることや、市民の健康を保持し、医療費の削減を図るためにも、受診について市民への周知徹底を図り、さらなる健康診査受診率の向上に努めること。

13、農業振興課。畜産振興基金（544ページ）について。本基金は、現在赤泊地区のものに限定して運用されているが、一部地区しか利用できない基金は不適切であり、今後は全島の畜産業者が利用できるよう改善すべきである。

14、商工課。（１）、海洋深層水対策事業（90ページ）について。本事業における商工課に係る部分については、平成19年度収入が399万5,000円、人件費を含む支出が4,013万3,000円で、差し引き3,613万8,000円の赤字となっており、費用対効果を得ていないので、今後の事業のあり方について検討すること。

（２）、資金貸付事業（222ページ）について。①、本事業における地域産業育成資金貸付金及び産業振興資金貸付金による制度融資の利用実績において、金融機関における偏りが見られることについては遺憾である。今後は、総融資枠を含めて改善するよう検討すること。②、本制度において20%の保証責任が金融機関に課せられていることに起因し、貸し渋り等が起きている。中小企業経営が厳しい現状において、市が行政指導等を行うとともに、より利用しやすい制度となるよう検討すること。

15、建設課。（１）、住宅使用料の収入未済額（22ページ）について。住宅使用料の収入未済額については、合併後年々増加しており、平成19年度決算時においては、2,986万962円となっている。このことは、その徴収方法、体制に問題があると思われるので、早急に改善し、徴収の強化に努め、収入未済額の解消を図ること。

（２）、道路橋りょう新設改良費の不用額及び市道整備費の繰越明許費（234ページ）について。道路橋りょう新設改良費の不用額4,698万4,877円は、当該事業の7.2%、また市道整備費における繰越明許費4億1,027万4,000円は、当該事業の33.5%に相当する。このことは、予算に基づく事業執行が予定どおり行われていないことのあらわれである。地域経済対策のための投資的経費が年々減少傾向にある中で、公共工事発注の遅れはさらに影響が大きい。このことから、工事の入札、発注に当たっての事務の迅速化に取り組むべきである。

16、下水道課。平成19年度佐渡市下水道特別会計決算について。①、下水道受益者分担金及び受益者負担金における収入未済額は年々増加し、本決算においては、6,869万270円となっており、前年度決算時から580万8,000円の増となっている。このことは、市民との意思統一がなされていないことによる無理な工事の結果と見受けられる。早期に収入未済の解消を図るとともに、厳しい財政状況を踏まえ、計画区域の見直し及び変更等により合併浄化槽への切りかえを図るなどの対策について真剣に取り組むこと。また、損益分岐接続率が100%を超えている地区については、これ以上工事を進捗させないように検討すること。②、下水道事業は、社会資本として重要な位置づけにあるが、一般会計から繰入金17億円余りと他特別会計と比較しても突出している。今後下水道財政の改善を図るためには、接続率を向上させること、浄化センターの統合を進めること、また汚泥全量の島内処理を可能にすることなどが考えられる。中でも接続

率の改善は不可欠であるが、市職員の40.4%が接続していない。普及促進を行うに当たっては、まず職員の加入率を向上させることが重要である。このことも踏まえた上で職員体制を充実させ、市民の理解を求めるとともに、一層の加入促進に努めること。

17、監査委員・固定資産評価審査委員会事務局。(1)、監査事務について。今後常勤監査、外部監査制度の導入について検討すること。

(2)、肉用牛特別導入事業基金(544ページ)の再監査について。農業振興課所管の肉用牛特別導入事業基金の運用状況について、再度当該基金の運用状況についての監査を行うべきである。

18、教育委員会生涯学習課。(1)、総合型地域スポーツクラブ補助金(300ページ)について。補助対象団体である元気トキめきクラブの決算において、補助金258万7,000円を収入としながら、次年度への繰越金が149万5,393円となっている。事業収入が当初見積もりより多額になったとはいえ、繰越金が補助金の57.8%に相当することは問題である。また、年度途中の概算交付に際して、申請内容を精査せず、補助金の全額交付を行ったことは、適切な処理がなされたとは言えない。今後補助金執行については、適正に交付されるよう改善に努めること。

(2)、青少年活動費補助金(280ページ)について。青少年活動費補助金135万2,730円については、その交付対象団体間において著しい格差がある。今後は、新規に育成協議会等が設置されることも考慮し、その活動に支障を来すことのないよう予算確保に努めるとともに、補助金交付に当たっては、不均衡とならないよう予算配分を行うべきである。

訂正、差しかえを求めた箇所。1、財産に関する調書について。1、決算書作成に当たって、財産に関する調書における公有財産、物品及び基金等の前年度分記載誤り並びに変更に係る記載については、前年度決算との整合性が要求されるので、その処理方法としては、決算年度中増減高欄に記載する以外ないが、この場合においては、備考欄等を設け、その事由について明確に付記しなければならない。①、動産に係る訂正について。記載誤り、船舶4隻、68総トンについては、展示品であり、備品に移項。②、出資による権利について、決算年度中の出資に伴うもの1件28万5,000円、決算年度中増減高による訂正6件3,398万円、計7件3,426万5,000円。③、物品について、記載誤り、増加292、減少49、計341、238件。

(2)、このほか美術品等の記載漏れが多数あると思料するが、直ちにこれらの管理の徹底を図ること。

2、観光振興対策事業のうちイベント補助金(226ページ)について。イベント補助金6,921万6,000円のうち、アースセレブレーション補助金580万円の支出については、当該イベントの開催形態から見て、その支出科目が補助金であることは不相当である。また、当該イベント決算において、前年度繰越金として191万4,592円の収入があること及び準備金積立金として200万円の支出があることについては、補助金の適正化を欠くものである。

認定できない箇所。農業振興課に係る肉用牛特別導入基金(544ページ)について。理由、(1)、佐渡市は、真野地区において意図的に条例に違反した特異な運用を認めてきたことにより、基金に返還すべき5万6,547円が未回収となった。

(2)、佐渡市が真野地区のみ他と異なる内容の契約を締結したため、貸付金48万2,000円について、借り受け飼育者が損害保険金33万3,539円を受領しているにもかかわらず、その全額を回収できず、債権として処理した。

(3)、以上2点については、いずれも条例違反であるとともに、国と県の事業実施要領にも違反しており、重大な行政の不正行為である。これらは、一般会計にも影響を与えており、市民からの信用失墜も免れない。よって、議案第136号「平成19年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算」について採決の結果、全会一致で本決算を不認定とすべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第137号 平成19年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、両津病院、相川病院及び介護老人保健施設すこやか両津の公営企業会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。概要。1、収益的収入28億6,507万7,560円、2、収益的支出30億5,384万6,999円、3、資本的収入10億2,955万1,422円、4、資本的支出10億3,901万877円。審査の結果、次の意見を付して原案どおり認定すべきものとして決定しました。意見。1、医業窓口未収金に係る不納欠損処分について。相川病院42万7,019円並びに両津病院349万7,850円の不納欠損金については、受診者の負担の公平性の観点から、窓口未収金の再発防止策の徹底を図るとともに、回収方法等を十分検討し、安易な不納欠損処分は行わないこと。2、経営の合理化について。薬剤及び診療材料等について、可能な限り両市立病院での共同購入を行うものとし、実施に当たっては、仕入れ方法等についても検討を重ね、適正価格での購入により経費の節減を図り、あわせて経営の合理化に努めること。3、医師確保と慢性的な赤字の具体的な改善計画について。医師確保については、今後も最大限の努力をするとともに、公立病院改革プラン等による赤字解消計画を策定し、早期に経営改善を行い、経営黒字への転換に努めること。

継続審査中の議案第138号 平成19年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、両津、相川、佐和田、金井、新穂及び真野の6地区における水道事業の公営企業会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。概要。1、収益的収入11億6,285万5,041円、2、収益的支出10億8,316万1,184円、3、資本的収入13億467万2,893円、4、資本的支出19億9,578万5,887円。審査の結果、次の意見を付して原案どおり認定すべきものとして決定しました。意見。真野地区上水道の水質について。当該地区の上水道については、総トリハロメタン含有量が高く、水質が悪いので、市民の健康のために、水源地の変更も視野に入れ、改善策を講ずること。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 大変細かくわかりやすい委員長報告でしたけれども、本市の最大の課題の一つに人件費の問題があると思います。そこで、3ページの指摘はこのとおりでいいかとは思いますが、もっと具体的に指摘をしないと行政は動かないのではないかと思うので、このところを委員長にお尋ねします。例えば(1)のところは4億6,936万9,000円が減であるし、さらに努めることということなのですが、これから学校の統廃合、保育園の統廃合など、職員の夜の集落への説明等が多いと思うので、こういうときこそフレックスタイムを導入したほうがいいのではないかと私は思うのですが、そこへ来て②に来てフレックスタイムの導入をここに挙げているのですが、②の場合はかえって振りかえ休日代行せいでというぐらいのことを職員にしてもらって、させるようにしたほうが合理的な配置ができるのではないかと思うのですが、この辺の考え方が委員会が出たかどうかお聞かせ願いたいと思います。

また、財産に関する調書について、(2)、美術品等の記載漏れがあったということなのですが、旧市町村には大変高価な美術品があったはずだと思うのです。それが記載漏れになっている。特に真野町あたりは重要な象堂さんのものを借りている部分もあるし、佐渡市のものもある。また、旧金井町は堀先生から高価な美術品等が寄贈されたと聞いておるのですが、これについてどうなったかというあたりがはっきりしない。したがって、合併前の10カ市町村の当時の総務課長、あるいは首長さんに確認して、きちんとした、高価なものがあると思うのです。議会にも象堂さんの掛け軸があったということなのですが、それもきちんとした形で保管されていなかったそうですけれども、佐渡はそういう大変貴重なものが、芸術家もおりますし、また歴史もあるわけですから、そういうものについてきちんとしてリストアップをして、博物館などで所蔵すべきではないかと思うのですが、その辺の話について貴委員会ではどのように出たかお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

近藤決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（近藤和義君） お答えをいたします。

時間外勤務手当の削減については、業務量に応じた適切な職員配置を行うとともに、時間差出勤、つまり今言われたフレックスタイムの運用を実施するようにと指摘したことを先ほど報告しました。また、各種イベント等を抱えて慢性的に時間外勤務を行っている部署については、職員が振りかえ休日を恒常的に取得している現状から、イベント等は行政直営からさらなる外部委託への検討を指摘をしたところであります。

なお、金井の名誉町民であった堀治部先生の寄贈品は、現在西部コミセンに収納、保存されていると説明を受けています。美術品等については、直ちにこれらの管理の徹底を図るように指摘したことは先ほどの報告のとおりであります。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第136号 平成19年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。

この採決については、金子健治君及び田中文夫君から投票によらねたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

投票に入る前に一言申し上げます。本決算についての委員長報告は不認定であります。委員会が不認定の場合は、原案について採決することとされておりまして、よって、本決算に係る賛否の投票用紙への記入は、認定、または不認定と記入することといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は27名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内道廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内道廣君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本決算を可とする諸君は認定と、非とする諸君は不認定と記入の上、議席順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹内道廣君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に17番、村川四郎君及び18番、佐藤孝君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（竹内道廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは出席議員数に符合しております。

そのうち認定とした者8票、不認定とした者18票。

以上のとおり不認定が多数であります。

よって、議案第136号 平成19年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、不認定と決定しました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第137号 平成19年度佐渡市病院事業会計決算の認定について及び継続審査中の議案第138号 平成19年度佐渡市水道事業会計決算の認定についてを採決をいたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第137号 平成19年度佐渡市病院事業会計決算の認定について及び継続審査中の議案第138号 平成19年度佐渡市水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

会議の途中ではありますが、ここで10分間休憩します。

午後 3時16分 休憩

午後 3時26分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第2 行財政改革特別委員会中間報告

○議長（竹内道廣君） 日程第2、行財政改革特別委員会に付託中の議会及び行財政改革に関する件について、佐渡市議会会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

田中行財政改革特別委員会委員長。

〔行財政改革特別委員長 田中文夫君登壇〕

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 行財政改革特別委員会中間報告。

本委員会に付託された事項について、会議規則第45条第2項の規定により、以下のとおり中間報告する。

去る9月定例会における行政組織機構のあり方に関する中間報告後、計6回の特別委員会を開催し、下水道事業費縮減のための大幅見直しをテーマに集中的に調査を行った。平成20年度当初予算における下水道特別会計の予算額は49億150万円であり、一般会計、特別会計予算総額647億8,821万4,000円に占める割合は、7.6%である。（資料ナンバー1参照）

起債償還額については、平成25年度まで上昇傾向であり、年間約8億円超に上り、平成25年度における起債償還残高は266億5,295万円である。このことは、今後さらに人口減少が加速し、自主財源確保が困難となる当市の財政を圧迫させるものである。（資料ナンバー2参照）

接続率については、平成19年度実績で49.8%、損益分岐接続率は62.2%と収支バランスが著しく不均衡な状態であり、改善に向けた取り組みが急務である。（資料ナンバー3参照）

よって、下水道事業については、原則来年度から新規、継続を問わず、汚水管渠の延伸工事を凍結し、全体計画の精査、抜本的な見直しに併せて喫緊の課題である接続率向上に向けた取り組みに努めること。

以上の見解から次の3つの項目について提言する。

（1）、下水道事業計画の見直しについて。見直し後の事業計画が示されたが、その内容は、全体事業完了までの総事業費約1,032億円、平成20年度以降の総事業費約322億円に対し、建設費ベースで約60億円程度の削減であり、抜本的な見直しとは言いがたいものである。また、この見直しは住民への意向調査に基づくものではない。よって、本事業を継続することの財政負担の重さ、不均衡な収支バランス及び市民ニーズ（接続率等）とのアンバランスを再認識し、現行の下水道事業計画は事実上白紙とするべきである。

（2）、下水道の適正な維持管理について。下水道事業の経営状況は、処理原価（汚水処理費を有収水量で除して算出）と使用料単価（使用料収入を年間総有収水量で除して算出）を比較することで判断できます。当市における処理原価については、資本費の3割と維持管理費の計と設定し、資本費の7割を公費負担としているにもかかわらず、数値については、平成19年度で使用料単価236円に対し、処理原価415円と、その差はマイナス179円。平成25年度見込みでは使用料単価236円に対し、処理原価362円と、その差はマイナス126円。いずれも不均衡な収支バランスであり、適正な維持管理を継続することは困難である。

（資料ナンバー4参照）

よって、適正な維持管理の継続を目的に処理原価の上昇要因となる資本費を抑制するため、管渠工事の



継続はすべきでない。併せて使用料収入増加のため、接続率向上への取り組みをさらに強化すること。また、建てかえ予定である国仲清掃センターの建設コスト削減を目的とした、し尿と下水の一元処理並びに市管理の浄化センターから発生する汚泥の島内リサイクル計画については、早急に事業化を図ること。

(3)、具体的な取り組みについて。①、凍結、白紙撤回後の事業再開に当たっては、計画対象地域の説明会に併せて住民意向調査を実施し、事業実施後の接続率、収支バランスの検証が必要である。検証の結果、接続希望者が9割以下の地域については、個別処理方式である合併浄化槽にすべきである。②、農漁業集落排水事業については、下水道課から示された資料では、収支バランスを保つことは不可能なものであった。このことは、人口密集地以外への集合処理方式は適していないことを明白にあらわしている。よって、今後においては個別処理方式である合併浄化槽にすべきである。しかし、敷地面積及び地形等により合併浄化槽の設置が困難な場合においては、現地調査を重ね、十分検討した上での事業選択に努めること。③、接続率向上を目的とした取り組み。ア、年次的な使用料引下げを検討すべきである。イ、受益者負担の分割払いを検討すべきである。ウ、下水道料金の不均衡是正を図るため、料金体系を統一すべきである。エ、期間限定で人員増による集中的な普及啓発に努めるべきである。

以上です。

---

### 日程第3 地域医療体制検討特別委員会最終報告

○議長（竹内道廣君） 日程第3、地域医療体制検討特別委員会に付託の件を議題といたします。

佐渡市議会会議規則第102条の規定により、小田地域医療体制検討特別委員長の報告を求めます。

小田地域医療体制検討特別委員長。

〔地域医療体制検討特別委員長 小田純一君登壇〕

○地域医療体制検討特別委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

当委員会に付託された事件の審査を終了したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

1、当委員会設置までの経過。資料集1ページのとおり。

2、当委員会の開催状況及び審査内容。資料集2ページのとおり。

3、審査結果。以下厚生連の財政支援要請書（資料集3、4ページ）による要請事項等に基づいて審査結果を報告するものであるが、当委員会は、市の財政状況の厳しさについて重々承知するものの、佐渡保健医療圏において佐渡総合病院に課せられた役割と使命を率直に認め、新病院建設を切望する市民の負託にこたえるため、苦渋に満ちた決断をしたことを一言申し添えておく。

(1)、造成地2万坪の無償貸与について。厚生連は、当初要請していた造成地2万坪（千種沖の農地）の無償貸与については諸般の事情から撤回し、現在は金井小のグラウンド及びプールが存する土地の無償貸与並びにJAの農機車両センター及びガソリンスタンドが存する土地の一部を市が代替地との等価交換により取得の上、無償貸与すること等について市と協議を進めている。（資料集5ページを参照。以下、当該地を「建設用地」という。）

このことについて当委員会から次のような意見が出された。①、建設用地内に存する民有地の借地料は厚生連が全額負担すべきである。②、建設工事に当たっては、建設用地が文教地区であること及び隣接地において既存病院が運営継続中であることを認識し、騒音等の解消に最大限努力すべきである。③、金井

小学校及び体育館等の跡地利用については、慎重に検討すること。なお、蛇足ながら建設用地の選定はあくまでも厚生連と市が協議し、決定すべき事項であることを申し添えておく。

(2)、上下水道ほか社会基盤の整備について。建設用地においては、上下水道等の社会基盤は既に整備されている。

(3)、30億円の財政支援について。厚生連に対する財政支援の額は、次の意見を付した上で上限を30億円として病院建設費用の3分の1の額を妥当とする。ただし、市又は厚生連が県からの財政支援を得た場合は、当該金額を財政支援の額から差し引くものとする。(30億円の財政計画(案)は資料集6ページのとおり。新病院の総事業費(概算)は資料集7ページのとおり)。

意見。佐渡市は、離島であるがゆえに、市民が他の地域へ医療行為を依存することが困難な状況にある。しかし、新潟県の保健医療圏にあって佐渡圏域にのみ県立病院が設置されておらず、なおかつ他の圏域が新潟県から財政面等で手厚く遇されてきたことにかんがみれば(資料集8ページ)、佐渡市民はまさに棄民のごとき差別的な扱いを長年にわたって受けてきたと言える。ましてや佐渡圏域の基幹病院たる佐渡総合病院の移転新築に際し、新潟県がこれに財政支援をせず、また市立病院を含めた佐渡圏域の医師確保について何ら方策を講じないとするならば、もはや佐渡市民の生存権は行政の怠慢によって脅かされているとしても過言ではない。したがって、新潟県は、佐渡総合病院の移転新築にあたり、佐渡保健医療圏における相応の財政支援を可及的速やかに履行すべきである。

以下は、当委員会として、市が財政支援にあたり厚生連に対し附帯すべきと思料する条件である。①、新病院の病床数は350床以上とすること。②、新病院の医療サービスは現行水準以上とすること。③、建設用地内に存する民有地の借地料は全額負担すること。④、佐渡総合病院前駐車場内に存する厚生連所有の土地を市へ無償譲渡すること。⑤、新病院は、佐渡保健医療圏の中核病院であることを強く認識し、市立病院への医師派遣及び病院間連携体制の構築に努めること。⑥、市が公立病院改革プランにより市立病院の経営形態の見直しについて検討する場合には協議に応ずること。なお、市は、厚生連との協議が一定の合意に達した段階において、上記条件等を明記した覚書(仮称)を締結するとの旨、当委員会に確約している。

(4)、市立病院の今後のあり方について。本件については、市は本年度内に公立病院改革プランにより方針を示す予定であるので、今後当該プランを市民厚生常任委員会において継続審査する中で精査し、明確化するものとする。なお、委員会に示された公立病院改革プランの素案(抜粋)は、資料集9から12ページのとおりである。平成21年度から3カ年で市立病院の経営を黒字化するよう検討が進められている。

(5)、終わりに。厚生連は、本年11月、諸般の事情により新病院の開院時期を当初予定の平成23年4月から同年11月に変更し、着工予定を平成21年11月とした。新病院に対する市民の期待が日増しに高まる中、財政支援要請に係る協議にはもはや一刻の猶予も許されない。市に対し、殊更に迅速な対応が望まれるところである。終わりに、市は、当委員会の審査結果を議会との信義則に基づいて真摯に受けとめ、厚生連及び新潟県との協議においては、誠実に、かつ果敢に対応されるよう強く申し入れる。

以上。

○議長(竹内道廣君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

- 2番（中川直美君） ただいま報告のあった造成地2万坪の関連について1点だけお尋ねをしたいと思います。

1つは、金井小のグラウンド及びプールの部分で無償貸与の協議を進めているということなのですが、具体的に学校との関係ではどうなのか。実質学校はそこにいるわけですから、学校との共存ということに過渡的になるのだらうと思うのですが、その内容はどうなのか。

2点目には、当然金井小と吉井小の統廃合との関係が出てくるのだらうというふうに思われます。聞くところによりますと、もう統廃合は決まっているので、それをお願いしたいということで説明会をやっていて、保護者の十分な理解等は薄いというふうに私は伺っているのですが、その辺はどのようになっているのかお尋ねをしておきたいと思います。

- 議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田地域医療体制検討特別委員会委員長。

- 地域医療体制検討特別委員長（小田純一君） 中川直美議員にお答えいたします。

金井小学校のグラウンド及びプールを無償貸与で現在協議を進めていることについてということですが、若干補足を申し上げます。今までの経過で言いますと、当初厚生連が要望してきましたのは、千種沖の農地2万坪の造成ということでございました。これにつきましては、埋蔵文化財等の関係もありまして、また造成費も約10億以上の経費がかかるということが判明したことから、これを厚生連は撤回することになったものであります。その後におきまして、候補地として畑野地区の県有地、現病院と、あるいはその隣接地と挙がってきましたが、検討の結果、諸般の事情がありまして、これまた撤回することによって現在地となったものであります。現在地は、議員ご存じのとおり資料の5ページにあります。グリーンで囲まれた土地が建設予定地であります。この建設予定地は、金井小のグラウンド及びプール、それと隣接するJAの農機車両センターが所在をしております。このうち金井小のグラウンドにつきましては、これは市有地でございますので、一応無償貸与ということが問題なくできるわけですが、JAが所有しております土地につきましては、一たん市の所有しております。この図でいきますと現在の病院の北側の駐車場、水色になっている部分ですが、それとJAのカントリーの周辺の土地を等価交換によりましてJAにやるということで現在進められております。この農機車両センターにつきましては、移転費については、厚生連が負担をするということで進めてきたわけでありまして、特に今議員心配されています金井小のグラウンドとプール、校舎、それから体育館が現存しているわけですから、私どもの当委員会といたしましても、そのことに特に児童に与える影響ということについて十分に議論をいたしまして、次のところにも関係しますが、当委員会として一たん仮設校舎に移転をするという案を当委員会が提案をしたというふうな経過もございます。

次に、2点目の関係ですが、統廃合の関係でございます。先ほど言いましたように、この金井小学校と吉井小学校の統廃合につきましては、ご存じのとおり、1つは、旧金井町が新市建設計画の中で改築による統合という計画をお持ちでした。2点目が、そういう中で後期の計画校であります。3点目が、新校舎が改築をして開設をされますのは、着工が今年23年7月、25年の4月の予定ということで説明会が進められ

ているというように聞いております。したがって、後期計画でありますので、後期計画年度に入ってから  
の新校舎の開校ではありますが、今からその話が出ますから、計画の前倒しということになろうかと思  
います。そこで、私先ほど言いましたように、当委員会としますと児童に与える影響というのを大変心配を  
いたしまして、まず保護者の皆さん、それから地域の皆様の理解を得ることが大切だろうというこ  
とで、プレハブ設置提案ということをしていただいた経過があります。

保護者、あるいは地域に対する説明の状況は、教育委員会の学校教育課からは、9月中にまず金井小学  
校、そして次に吉井小学校に対し、そして地域に対する説明会を行っているというふうに聞いております。  
提案されたのは、まず新病院の移転候補地になるということについてのご理解をいただく。2点目が、移  
転先の候補地としては当初2カ所提案をされているようであります。3点目が、先ほど言いましたように、  
プレハブの仮設校舎というほうを選ぶのか、あるいは現在の校舎で授業をしながら、金井小学校のグラウ  
ンドの一部とプールを提供するというものを選ぶのかということについて検討、説明をされているよう  
であります。そして、4点目が吉井小学校との統合について、そして5点目に建設検討委員会の設置につ  
いて、それぞれ保護者に対する説明、そして吉井では各7地区あるそうではありますが、区長さんを通じて7  
地区での説明会を開いて、理解を得られたというふうに判断をしたということをおもひの委員会に報告ご  
ざいまして、私どもはそういう中で、ご理解をいただけたものということを前提にしながら、今回の最終  
報告に至ったということであります。

議員が心配されているように、もしまだ理解を得られていない部分があるとすれば、これから教育委員  
会、あるいは執行部の責任において、それぞれの理解を得られるように努力をいただくということにな  
ろうというふうに思いますし、特に病院が新築をされる用地になります金井小学校の児童や保護者の皆様、  
それから統合時期が早まった吉井小の関連される児童と保護者の皆さん、地域の皆さん、大変なご迷惑を  
かけるということをおもひ承知してありますけれども、冒頭の報告で申し上げましたように、建設工事中  
するにはもうまさにタイムリミットを迎えておるという状況もございまして、ぜひこれからの佐渡地域の  
医療全体のことを考えた、私どもの委員会でも百年の大計という、こういうふうにご考えているわけ  
でございますが、そういうふうなこともございまして、ご理解をいただきたいという立場でございませ  
う。よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 次に、猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 長い間大変ご苦労さまでしたけれども、民間病院に土地を無償提供して30億円やる  
ということについては、いかに中核病院であろうとも市民の理解はなかなか得られないのではないかと  
思っています。30億円という金は、二、三年後には佐渡市の予算の1割に当たるだろうというふう  
に予測できるからであります。そこで、30億円の財政支援について意見が述べられておりますが、  
上限を30億円として、病院建築費用の3分の1の額を妥当とするとあります。そこで、建築とは、  
本体のみで、例えば附属施設とか、備品とか、売店、食堂など、テナントが入るのだらうと思  
いますが、そういうものの内装などは含まれない中の3分の1ということで理解してよろしいか  
どうか。

2月に厚生連病院より具体的な建築計画が出されるということですが、現在大ざっぱに30億、30億と  
言っていますが、この建築計画が出されると初めてどれだけのお金を出さなければならないかとい  
うことが

わかるのではないかと思うのですが、貴委員会はこれで役割を終えたというふうにして理解していいのか、その後はどのようになるのか、それをちょっとお聞かせいただきたい。

次に、今ほど申しあげましたように、今まで例を見ない民間への多額の財政支援となりますけれども、それでは設計や建築入札など、佐渡市はチェックできる立場にあるのかどうなのか。もともと親子関係にあったJAと厚生連がいろんなことをご相談した上で市へ話するのが筋だと思うのですが、どうも親子関係の前に市に話が来ている。これ10カ市町村の場合だったら、金井町以外については、恐らく財政支援についてはそんなに厚生連から出なかったはずだと思う。合併して大きくなったから、言うことも大きく出てきたのではないかというふうに私は理解できるのですが、その辺はどうなのか。

それから、当初、私は委員でありませんので、時々傍聴させていただいておりましたけれども、両津病院、相川病院の経営をも含めた30億円だったという話だったというふうに記憶しておりますけれども、報告にはきちんとした形で触れられていないように今の委員長報告は聞こえるのですが、この点はどのように理解すればいいのか。この4点についてお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田地域医療体制検討特別委員長。

○地域医療体制検討特別委員長（小田純一君） 猪股議員の質問に対してお答えします。

議員も言われますように、まさに公的病院とはいえ、民間病院に30億という佐渡市の財政支援をする、公的資金を投入するということについては、私どももそれなりのものが必要だろうというふうに考えています。30億といたしましても、合併特例債を活用するとしても、合併特例債事業に予定されていた例えば学校建設であるとか、あるいは体育館の建設だとか、北埠頭開発だとか、大きな柱になる部分のどれかが後送りをされるということになるわけですから、それなりにやっぱりなぜそうなのかということについての、市民の皆様からのご理解をいただくということは、大切になってくるだろうということは、猪股議員言われるとおりだというふうに思っております。

ただ、私どもが考えましたのは、今の佐渡地域の医療圏の状況でいきますと、厚生連の占めているといえますか、ベッド数で言えば約62%、救急患者の移送で言えば81.5%、入院患者に占める割合は76%、外来患者に占める割合が74.9%という、まさに中核病院としてのものがありますし、同時にこの厚生連を除いては、特に救急というふうなことを考えた場合には、考えられないような状況があるということと、今回出されています新病院の建設計画の中でも、例えば集中治療室、あるいは循環器血栓センター、新生児のユニット、生活習慣病や救急ワークステーションというふうな施設の設置というふうなことが考えられているということもございまして、佐渡市民の健康と命ということを考えますと、やはり30億円を、報告でも述べておりますように、苦渋の選択として30億円を限度として3分の1の財政支援について踏み切らざるを得ないというふうに考えたということをもまず前段にお答えをして、次に1つずつ回答したいと思います。1つは、建築本体の中に附属設備、備品、食堂、内装、これは入らないと考えてよいこととありますが、②の運用のところにもありますように、あくまで佐渡病院本体の建築工事を指しております。今言った備品、売店及び食堂の内装に係る経費及び先ほど申しあげました農機車両センター等の移転に伴う補償費等につきましては、基本的にはここに含まれていないということもございまして、

それから、看護学校等につきましても、これは佐渡病院の附属施設ということではありませんし、無償

貸与する建設用地内にも建設が予定されておりませんので、これも含まれておりません。ただ、資料集の中の7ページでは、これはちょうど審議の途中経過で出されたものでございまして、そこには括弧書きで「建築工事（看護学校含む）」と書いておりますが、これは今私が述べたように、看護学校は含まないということでございまして、この含まれていないということについては、保健医療課にも念のためにこの本会議の前に確認をいたしましたことをこの場をかりて報告をし、その部分について訂正をよろしく願いをしたいというふうに思います。

2点目の、2月に厚生連病院より具体的な建築計画が出される、その時点での私どもの委員会の役割ということでございますが、これは私どもの委員会に付託された事項が佐渡総合病院の移転新築に伴う公的支援のあり方及び市立病院のあり方ということでございますので、今回半年にわたる審査を終わらして、最終報告書を配付するという事になったわけでございます。ただ、今後当然佐渡市は30億円の支援に当たって、通常の補助金等の交付規則等にとって厳格なこの事業を進めていくということが考えられるわけでございます。したがって、議会も議会の権限に基づいて、所管の常任委員会等において当然審議が可能になるというふうに考えております。また、執行部のほうも建築計画、あるいは重要な変更等があった場合には、議会に対する報告の義務があるというふうに考えているところでございます。

それから、3点目でございますが、今まで例を見ない、先ほど申し上げました30億という財政支援ということでございますが、当然言われたとおり設計、建築入札を含めて、これは佐渡市の補助金等の交付規則に基づいて厳格にチェックができるというふうに考えていますし、当然執行部も厳格なチェックをするべきであるというふうに思っているところでございます。JAと、それから厚生連の関係もありまして、当然両者間である程度話を進めていくべきではないかと、行政に頼り過ぎというふうな考え方も出されたようでございますが、資料にお配りしてございます資金計画をごらんいただきたいと思うのですが、厚生連総体がこの資金計画では総額当初計画が約133億円の計画の中で、医療器具入れて、93億、約70%が借入金を含めた厚生連の自己責任で出される。あと30億円の佐渡市に対する財政支援要請であり、JA佐渡、羽茂に対する10億円の財政支援要請という中身になってございます。したがって、そういう状況ですと、佐渡総合病院の19年度の収益金というのが3億円、あるいは県厚生連が約19億円の収益を19年度出しているようでありまして、先ほどの状況から言えば、これはそれぞれ、県厚生連にとっても、18施設ございますから、そういう意味では負担とすれば大変重いものではないか。あるいはJA総体にしても、10億円の出資金を求められておるほかに24億円の貸し付けを求められているわけですから、これはJAの組合員にすれば、市民として公的資金に対する負担とあわせて、組合員としての二重負担というふうなことになるわけですし、JAにとってもなかなか厳しい、重い負担というふうに考えています。ですから、そういうふうなことで、佐渡市に対して30億円という財政支援要請が出されてきたのではないかとというふうに推測をしているわけでございます。

4点目の、当初市立病院の経営含めてということでの30億円、それが明確に示されていないということでございます。これは、厚生連の当初佐渡市に対する財政支援要請も中核病院として両市民病院を一体的に経営管理するというふうな文言がございました。私どもが意見の中でつけました⑥、「公立病院改革プランにより市立病院の経営形態の見直しについて検討する場合には」ということは、公立病院改革プランというのは私は大変厳しい内容だというふうに思っています。これから今年度中、来年21年3月までに3

年間で今ある赤字といいますか、単年度の経常黒字を達成できるような改革プランをつくりなさいと。それに従って3年間やってみなさい。毎年総務省がチェックをしますよという大変厳しい内容でございます。その改革プランの実施をして、なおかつ私どもの委員会の真意というのは、これは最終委員会で議長もご臨席のもとで再度何回も確認したわけでございますが、来年度から実施される公立病院改革プランに基づいて3年間、努力しても市立病院の黒字化が達成されなかった場合、直ちに佐渡市は市立病院の経営形態見直しについて、指定管理制度にするのか、あるいは民間譲渡をするのか、いずれかの手法を選択をするという、私どもの委員会の立場とすれば大変厳しい中身で意見をつけておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） もう一点だけお聞きします。

先ほどの行革委員会の下水道の工事中止、あるいは今の世界的な不況、そういうことを考えますと、この30億円の金の出し方で佐渡の経済が大きく左右されると思うのですが、この30億円、例えば上越市は、聞くとところによりますと、20億を出して2億掛ける10年間というふうな出し方だったとかという話も聞きますが、この30億円の出し方によっては佐渡市の経済が大きく左右されると思うのですが、これはいつごろどういう形で財政支援をするというふうに委員会では聞いておりますでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田地域医療体制検討特別委員長。

○地域医療体制検討特別委員長（小田純一君） 上越市の場合は、たしか1億20年だったというふうに記憶しております。

私どもの委員会で執行部から説明があったのは、そこに資金計画というのが出されている、資料集にありますとおりで、10億3年間というふうに聞いております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。地域医療体制検討特別委員会については、その調査を終了したことから、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、地域医療体制検討特別委員会は本日をもって廃止することに決定をいたしました。

---

#### 日程第4 発議案第17号

○議長（竹内道廣君） 日程第4、発議案第17号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小田純一君。

〔8番 小田純一君登壇〕

○8番（小田純一君）

発議案第17号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年12月25日

提出者	佐渡市議会議員	小田純一
賛成者	〃	廣瀬擁
	〃	小杉邦男
	〃	田中文夫
	〃	佐藤孝
	〃	金光英晴
	〃	金子克己
	〃	根岸勇雄
	〃	加賀博昭

介護保険制度の改善を求める意見書

平成12年にスタートした介護保険制度は、現在様々な問題を抱えている。

重い費用負担、1万5千人を超える特別養護老人ホーム入所待機者、サービス利用制限による「介護の取上げ」などが利用者に生活困難をもたらしている。

また、相次ぐ介護報酬の引下げによる経営難、厳しさを増す介護労働と深刻な人手不足は、在宅・施設など地域の福祉・介護の基盤を根底から揺るがしている。

新潟県内の介護労働者等で組織する全国福祉保育労働組合新潟地方本部が平成19年6月に実施した県内介護施設アンケート調査では、平成18年度中に退職者が生じた施設は特別養護老人ホームで9割、デイサービス施設で7割であり、このうち退職者の全員補充ができた施設は6割台にとどまり、「多くの施設が欠員状態のままや、部署間の職員のやりくりで運営している」と報告されている。

誰もが必要な介護サービスを利用できる「介護の社会化」の実現と、それを支える介護労働者が、専門性を高め、生き生きと働き続けられる環境整備が急務である。

よって、政府においては3年毎の介護報酬の改定時期となる平成21年4月に向けて、介護労働者の処遇をはじめとする介護保険制度の改善を図るために、次の事項が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 介護報酬を引上げ、介護労働者の処遇改善と介護の人材を確保すること。
- 2 利用者のサービス制限を取止め、必要な介護サービスを保障すること。
- 3 以上の項目を実現するために、保険料や利用料を引上げるのではなく、介護保険に対する国の負担を大幅に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 発議案第18号

- 議長（竹内道廣君） 日程第5、発議案第18号 意見書の提出についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。  
小田純一君。

〔8番 小田純一君登壇〕

- 8番（小田純一君）

発議案第18号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年12月25日

提出者	佐渡市議会議員	小田純一
賛成者	〃	廣瀬擁
	〃	小杉邦男
	〃	田中文夫
	〃	佐藤孝
	〃	金光英晴
	〃	金子克己
	〃	根岸勇雄
	〃	加賀博昭

薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

平成20年1月に制定された「特定フィブリノゲン製剤および特定血液凝固第四因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」により、血液製剤投与の事実と感染との因果関係が証明された薬害C型肝炎感染被害者に対し、症状に応じて給付金を支払うこととなった。

しかしながら、C型肝炎は感染してから発症までに10年から30年を経過するのに、カルテの保存義務は5年のため、90%以上の患者はカルテによる証明が難しく、特措法による救済対象から外されかねない状況にある。

よって、国会及び政府においては、これらの患者を救済するため、次の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 カルテがないC型肝炎患者についても手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師などの投与事実の証明または本人、家族等による証言等も幅広く考慮することにより、薬害C型肝炎患者と認定し、

「特措法」の適用による救済を図ること。

- 2 ウイルス性肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、ウイルス性肝炎患者の障害者認定、障害者年金制度の拡充をはじめとした医療費・生活費の助成措置、インターフェロン治療費補助の改善等の早期実現を図ること。
- 3 ウイルス性肝炎の専門的な治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消と、肝炎治療法・治療薬の開発促進を図ること。
- 4 ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。
- 5 薬害再発防止策の構築を図ること。
- 6 総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第192号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、議案第192号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第192号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、市橋英子さんの任期が平成21年3月31日で満了となり、後任の者を佐渡市赤玉25番地、松村幸子さんをお願いするものです。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないとされていますので、意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣委嘱の日から3年間であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第192号、人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（竹内道廣君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

質疑の通告がありますので、これより順次発言を許します。

最初に、市民厚生常任委員会への付託案件のうち、議案第158号 佐渡市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 議案第158号 佐渡市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑をさせていただきます。

私は、基本的に今回提案されましたこの地方公営企業法の全適という両市民病院の運営に関する条例の制定ですけれども、153号から158号、6本に関する質疑であるのですけれども、この中心となっています158号について質問させていただきます。まず、これが今回継続審査になったわけですけれども、継続審査となった理由は、委員会においてどのような議論がされて、問題となった点はどこが問題になったのか。それで、いかなる理由で継続審査にしようとするようなことが決まったのか、それを答弁してください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 村川議員にお答えいたします。

継続審査になった理由ということでございますが、本委員会では審査をした中で、地方公営企業法の第7条の管理者の設置というところでありまして、執行部提案は、業務執行のために管理者を置くという提案でありましたが、第7条の中では、条例の定めがあれば管理者を置かずという規定もありましたために、両市民病院経営に当たっていずれを選択すべきかということで、なお審査が必要というふうに判断をして継続としたものでありますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） この審議の内容からいうと、委員会としては全適は認めるけれども、事務管理者の置き方について問題があって継審としたということなのですから、これは今市民病院の病院改革プランを立てていると思うのですけれども、その兼ね合いの中で全部を適用するというので、新しく経営のやり方を変えるということは執行部から出されておるのですけれども、はっきり言いまして、これはこれで黒字になるのかという議論が、私も傍聴した範囲では非常に不十分だったような気がするのです。委員会の中でどうも、どうする、両津の医療、どうする、相川の医療という形で議論がされて、その結果、市民病院の全適を認めようというような審議だったと思うのですけれども、委員会で、今回総務省がいう病院改革ガイドラインに沿ったこのプランは、公的病院、厚生連、日赤、済生会も含めて、全く自治体病院と同じ扱いで交付税措置が、この改革プランに沿った上での市民病院の改革、再編ネットワーク化に関しては交付税措置がされるということを知っていて、今の出された改革プランを認められたのでしょうか、

委員会では。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 1つは、まず全部適用につきましては、9月議会で当委員会が経営改善策として意見をつけたものであります。改革プランは、先ほど任務を終了いたしました特別委員会のところで改革プランの素案というものが出されてきたわけでありまして、本当にたたき台みたいな段階でございますので、その部分について当委員会としてまだ議論をしていないということでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 今回の公営企業法の全適という手法は、全く小細工といえますか、小手先だけの運営の形態の変更であって、今現在自治体病院のこういう100床前後の、あるいは50床前後の小さい病院の改革に関しては、もっともっと突っ込んで独立行政法人化の非公務員型にするとか、指定管理者制度に出すとか、全く公的病院でなくて、今度民間病院に譲渡するとかという手法でないと、このクラスの病院の黒字化というのは認められないと思います。それで、ぜひ、これから継続審査に委員会でされるわけですので、佐渡の医療が、先ほどもとんでもない発言がありましたけれども、佐渡市民が最終的に命を託す、頼りになる中核病院である佐渡総合病院の新しい建設も含めて、どういう改革をしなければいけないかというところで、佐渡の医療がおかしくならないような形で委員会で審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 次に、産業建設常任委員会へ付託した案件のうち、議案第173号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） これからの質疑は、各地にまたがることでもございますので、一つ一つお聞きしたいと思います。

まず、173号であります。真野農林漁業体験実習館潮津の里に係る指定管理者の指定がなぜ継続審査になったのか。前は、年間600万円であったものが今回は900万円になっている。このことについてどのように審査されたのか、その過程をお聞かせいただきたいと思います。

また、ジャック・モイヤーさんの海洋体験学習や修学旅行生の体験学習等で利用はされていると私は受けとめていますが、利用状況から判断すると、十分に譲渡してもやっていけると考えるが、このことについてどのように審査したのかお尋ねをいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） それでは、お答えをいたします。

議案第173号、公の施設の指定管理についてであります。これは、潮津の里の議案であります。なぜ継続審査になったのかと、その理由についてであります。以下継続にしました議案が続きますと、全体的なことをまず先に述べさせていただきます。それぞれの施設は、来年3月末日をもって3年間の指定管理が終了するわけですが、引き続き2年間の指定管理に出したいと、そういう提案であります。おのおのの施

設につきましては、合併前に建設されたものが大半であり、地域の特性等十分考慮しながら審査をしていく必要があります。その中でも施設によっては土地の利用権及び補助金の返還等について解決できれば、民間への譲渡等も可能になるものが見受けられます。今後は、国、県と折衝を進めながら、運営のあり方についてそれぞれの管理者と早急に協議をすべきものと、そういうふうと考えます。また、指定管理者制度により管理運営そのものが適当であるかどうか、執行部の協議が不十分とみなされることから、継続をした審査が必要であると、そのような結論に達しました。

それと、今ほどの潮津の里の件について、指定管理料が600万であったものが900万になったのはなぜかという理由であります。これは、ここに来ての観光の低迷、それから類似施設の増加、そういったことが挙げられ、またその収入見込みも非常に甘かったということもあります。しかしながら、来年から始まります子ども農村プロジェクトや、それからこういった施設が佐渡にとっても非常に大事な施設である。そういったことから、ぜひともこの施設については存続をしたいということで増額の提案がなされております。

それから、これは民間に移譲しても十分やっていけるのではないかというご質問でありますけれども、今後については、この管理者と市側とまだ積極的な協議がなされておらず、それは今後にゆだね、それから民間に移譲できるものは移譲という形で積極的な協議が必要なものと、そういうことから、継続審査が必要と、そういうふうな結論であります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 次に、議案第174号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） くしくも今委員長が執行部の精査が足りなかった部分で提案された部分があったというふうに聞きました。これは執行部、しっかりと認識しておいていただきたいと思います。

議案第174号、小木特産品開発センターに係る指定管理者の指定が継続審査となっているが、なぜそうなったかの単純にまたご質問させていただきます。うわさに聞けば独立してやっていきたいと聞いているが、地元のほうにすぐにでも譲渡すべきと考えるが、どのようにそのことについて審査されているかお尋ねをいたします。

また、底地が県のものとのことであるが、幸い地元で県議がいらっしゃいます。県議と協議し、早急に話をつけてもらい、譲渡すべきと考えるが、そのことについてはどのように審査をされたのかお尋ねをいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） お答えをいたします。

この小木特産品開発センターについてであります。現在NPO法人の佐渡活性化機構が受け手となっております。独立してやっていけるのではないかと、そういう意見であります。非常に頑張ってくれておまして、地元産品の販売、及び地産地消の推進、そういったことで非常に業績も伸びており、受け手のほうとしても非常に意欲が認められるということで、これは協議によりぜひ地元でという考え方があり

ますけれども、敷地が県有地であります。このことについて民間に使用权、及び譲渡というのは、まだ協議するところであり、これは県からの払い下げ等、これから県との折衝を待ってのことになるかと思えます。早急に急ぐようにということでもあります。したがって、これも継続の審査を必要ということでもあります。

以上です。

- 議長（竹内道廣君） 次に、議案第175号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらんの家、羽茂ふるさと資源活用施設ポアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背）についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

- 7番（廣瀬 擁君） 議案第175号についてであります。羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらんの家、羽茂ふるさと資源活用施設ポアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背に係る指定管理者の指定が継続審査になった理由をお尋ねいたします。

また、総合的に4施設がワンセットで指定管理では、それぞれに使用目的が違うので、なかなか難しいと考えるが、個々に指定管理ができるものとできないものを精査する必要があると思う。例えば羽茂農協に一括管理をお願いし、個々に運用する等の代案もあるが、そのようなことは別々に分離発注等の活用の審査はされたのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思えます。

- 議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

- 産業建設常任委員長（若林直樹君） 議案第175号、これ羽茂温泉に係る指定管理の件でありますけれども、4施設とありますが、これは合併してありますので、実態は3施設であります。このことにつきましても、それぞれの施設、使用目的等それぞれ違います。今後どのような形で運営、または施設の管理がなされていくか、これまた地元側及び管理者との協議が進んでいないということで、これは今後も早急に協議をする必要があるというふうに感じております。そのことによってこの件につきましても引き続き継続審査をお願いしたところであります。

以上です。

- 議長（竹内道廣君） 次に、議案第176号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

- 7番（廣瀬 擁君） 議案第176号、これは赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉に係る指定管理者の指定が継続審査になった理由であります。

また、前回は2年間で3,540万円、今回は約15%ダウンの3,080万円であるが、施設や設備に関しては一流と私は考えます。本気で施設運用を考えていないと感じるのですが、海岸に面してロケーションもピカイチであります。すばらしい場所ではありますが、複合施設として活用すればもっと利用価値があると私は考えます。地元の有力企業と協力して民活を生かしての活用等は審査されたのか。私にすれば全く宝の持ち腐れのように感じてなりません。このくらいの施設であれば、当然当該資本の参加も十分考えられるわけでありますから、広く公募をして、当該資本での運用等も十分視野に入れた審査をされたのかどう

か、この点をお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 今の件、議案第176号、赤泊農林漁業体験宿泊施設、これと附帯した赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉、この件についてであります。まだ施設も建築して期間もたっておらず、今廣瀬議員の言われるとおりに非常に風光明媚なところでもあります。今後この施設がどのような形で存続をし、運営されていくのか、地元側、また今現管理者とも十分な協議がされるところでありますが、今のところまだその積極的な協議が進んでいないということでもあります。以上をもってさらに継続審査をお願いしたところであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 次に、議案第177号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 議案第177号であります。赤泊自然休養村管理センターに係る指定管理者の指定が継続審査となった理由について再度お尋ねします。

宿泊施設と食堂が併設されている。このことで前の176号議案との兼ね合いで同一業者に譲渡し、総合的に運用してもらおうという方法もあるが、そのようなことは審査されたのかどうか。また、宿泊施設はグループホームとか、食堂は食堂として分離発注も考えられるが、そのようなことは審査されたのかどうかお尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 今ご質問の件は、議案第177号、赤泊自然休養村管理センターに係る指定管理の件であります。

これは、赤泊の中心街、港地区にありますセンターでありまして、1階が観光案内所及び土産物、2階が食堂と、そういった施設であります。赤泊両泊航路、そういった団体客がおりましても、一堂に会して昼食をとるところ、この施設しか赤泊にないというようなことで、地元ではこの施設を希望する意見があります。今廣瀬議員のご指摘のとおり3階が宿泊施設となっておりますが、この条例等を変更して、宿泊はやめたり、それからこの施設が柔軟に使われ、そして効率のいい使い方ができるかどうか、今後模索していく必要がある施設と考えます。よって、さらにまた継続の審査をお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 次に、議案第178号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 議案第178号であります。ドンデン山荘に係る指定管理者の指定が継続となった背景についてをお尋ねします。

聞くところによると、条例で縛られているということではありますが、もっと柔軟な発想というか、利用方法を考えてみてはどうなのか。立派に採算ベースに乗る施設なのに、200万円ずつ5年間1,000万円とい

うことは、ちょっとごちそうが過ぎるのではないかというふうに感じますが、その辺のことはどのように審査されたのかお尋ねをいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 議案第178号、ドンデン山荘に係る指定管理の件であります。

このドンデン山荘につきましては、築後5年を経過したわけですけれども、国の補助事業を受けて補助金をもらっての事業でありました。したがって、今後補助金適正化法等で補助金返還が不必要になる、そういうことが可能であれば当然民間等に移譲し、民間活力でここを運営していくのが妥当とも考えております。このことについてもまだ国のほうとの折衝、精査が必要と、そういうことをかんがみて継続審査をお願いしたところであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 次に、議案第179号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 議案第179号であります。これは、佐和田森林公園オートパークさわたに係る指定管理であります。これが継続審査になった理由。

また、これは山田地区の住民の皆さん方が協力してやっているものと思うのですが、100万円の指定管理で何となくだらだらとやっているように私は感じるのです。100万円の指定管理でだらだらとやるよりも、いっそのこと、これは地域の皆さんにアスレチック場とオートパークと一緒に譲渡して、地域の皆さんの力をいただいて運営していくほうが、私は立派なパークが、あるいは公園が存続すると思うのです。そんなことで、かえって地域力を高めるためにおいても、100万円をやるよりも、地域にお渡ししたほうが立派に運営していただけるのではないかというふうに考えますが、その辺のところはどのように審査されたのかお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 議案第179号、佐和田森林公園オートパークさわたであります。これは、地元山田地区の方からこの施設を指定管理で受けてもらっております。今の廣瀬議員のご提案、非常にそのとおりだと思います。今後とも地元との協議を急ぎ、そのような形にしていくのがよろしいかと、そのように思います。引き続き協議を進めるようよろしくお願いたします。

○議長（竹内道廣君） 次に、議案第180号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木ダイビングセンター）についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 議案第180号であります。小木ダイビングセンターの指定管理者の指定が継続審査になった理由をお尋ねいたします。

また、毎年利用者がふえ、自立できる状況と伺っています。近年佐渡のダイビングスポットも天野さんの写真集や地元の協力でかなりのリピーターがいると伺っています。民間の専門的な指導が必要な部分が



十分あるだけに、民間に任せたほうが賢明ではないかと私は考えます。私の知人で年間1,500名のリピーターを受け持って営業している知人がおります。このような仲間と相談して早急に民間に無償譲渡との話は審査の中であったのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 議案第180号、小木ダイビングセンターの指定管理についてであります。

この現在の指定管理者は、南佐渡海洋公園管理組合という組合でありますけれども、指定管理料は今ゼロ円、無料であります。今後このダイビングセンターの施設、こういったことを民間の受け手があってくれば、またその施設を自由に改造したり、自由な使い方ができ、またさらなる発展を願えるなら非常にありがたいことであります。そのように持っていきようまたさらに協議を進めていきます。したがって、また継続審査をお願いしたところであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 次に、議案第181号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊ふるさと会館）についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 議案第181号であります。赤泊ふるさと会館に係る指定管理者の指定が継続審査になった理由と、風聞するところによりますと、給食の御飯を炊いていただけと漏れ聞こえますが、早急に地元へ譲渡してしまったらどうか、私はそのように感じます。その辺のところの審査はどのようにされたのかお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 議案第191号、赤泊ふるさと会館の指定管理についてであります。

これは、赤泊地区の筵場地区にある会館であります。旧観光施設でありましたけれども、代替施設等できまして、これは地元の方々が管理をしている会館であります。また、この存続についても、この施設のあり方についても地元側と十分協議をする必要があると見受けられます。したがって、この件につきましても継続審査をお願いいたします。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 随分と長い質疑で申しわけありませんでした。

10市町村が合併したことで似たような施設や設備が佐渡市にはたくさん存在しています。合併後丸5年が経過し、高野市政2期目もあと3年であります。無駄を生じる施設や設備、不用財産、遊休土地等は、できるだけ早く売却、譲渡等で身軽な自治体に変身すべきと考えます。可及的速やかに実行されるよう要望して私の質疑は終了します。答弁は結構です。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

○議長（竹内道廣君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成20年第7回市議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会での各種重要案件につきましては、慎重なご審議を経てご議決いただきまして、ありがとうございました。9月定例議会から継続審査とされておりました平成19年度決算につきましては、今回不認定という議会の判断について非常に重く受けとめ、おわび申し上げるとともに、再発防止に向けて職員一丸となり、市政運営に努めてまいります。

また、佐渡市病院事業に地方公営企業法の全部適用ということで、これに伴う関係条例の整備に関する条例及び公の施設に係る指定管理者の指定についての案件につきましては、議会の理解が得られず、慎重な審議をする必要があるということから、継続審議とされたことがあります。今後どのようにするか検討を進めてまいります。

一方、社会情勢は、原油などの価格高騰に続き、円高や金融危機に始まる世界規模の経済不安の中で、佐渡市も大きな影響を受けておりますが、市民生活を直撃しておりまして、市といたしましても、経済変化に対応し、少しでも市民の不安を和らげるために、高齢者世帯への灯油助成、あるいはプレミアム商品券発行など、緊急経済対策に取り組んでおります。今後も厳しい情勢が続く中で、国の第2次補正予算を受けての追加経済対策、そして雇用対策にこれから取り組んでまいります。議員の皆さんのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本年ももう残すところわずかになりました。冬らしい季節の便り、雪も降ってきておりました、先ほどは。皆さん方にはくれぐれもご自愛いただきまして、厳しい環境変化の中にもご多幸な平成21年、新年をお迎えくださるようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。（拍手）

---

○議長（竹内道廣君） 以上で会議を閉じます。

平成20年第7回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時51分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年12月25日

議 長 竹 内 道 廣

署 名 議 員 田 中 文 夫

署 名 議 員 金 子 健 治